

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 環境課

不利益処分の内容	墓地、納骨堂又は火葬場の施設の全部又は一部の使用の制限又は禁止命令
根拠法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条
根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律第19条
参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
設定等年月日	昭和23年 5月31日設定 令和 4年 6月17日最終変更
【 基 準 】	<p>墓地、埋葬等に関する法律</p> <p>第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。</p>
処分基準	